

## Tax Analysis

### 中国

デロイトトーマツ税理士法人

2018年5月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。  
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 増値税改革を強化: 増値税税率の引下げ小規模納税者基準の統一

中国財政部及び国家税務総局は2018年4月4日付で財税[2018]32号及び33号通達(以下「32号通達<sup>1</sup>、33号通達<sup>2</sup>」)を公布し、3月28日の國務院常務会議にて決定され、2018年5月1日より施行される増値税税率の引下げ及び小規模納税者基準の統一について明らかにした。本文は、32号通達及び33号通達の政策及び各影響について分析している。

#### 1. 32号通達

##### (1) 増値税税率の引下げ

増値税の課税対象となる貨物販売及び貨物輸入時における適用増値税の税率17%が16%へ、また11%が10%へと引き下げられた。

##### (2) 農産品に係る増値税税率の引下げ

- 農産品の購入時、従来適用される増値税の税率11%が10%に引き下げられた。
- 生産販売又は委託加工目的で購入された税率16%の農産品に関しては、税率は12%に引き下げられた。

##### (3) 輸出に係る増値税の還付税率の引下げ

- 従来、増値税税率17%が適用されており、かつ輸出時においても増値税還付税率17%が適用される貨物に関して、還付税率は16%に引き下げられた。
- 従来、増値税税率11%が適用されており、かつ輸出時においても増値税還付税率11%が適用される貨物及びクロスボーダーの課税行為に関して、還付税率は10%に引き下げられた。

2018年7月31日以前に行われる貨物の輸出及びクロスボーダーの課税行為に関しては(輸出貨物は輸出貨物通関文書の日付を、クロスボーダーの課税行為は輸出発票の発行日を基準とする)、下記規定が適用される。

- 対外貿易企業: 税率17%又は11%を適用し取引を行う場合、調整前(すなわち17%又は11%)の輸出還付税率を適用する。税率16%又は10%を適用し取引を行う場合、16%又は10%の輸出還付税率を適用する。
- 生産企業: 調整前(すなわち17%又は11%)の輸出還付税率を適用する。

#### 2. 33号通達

##### (1) 小規模納税者に係る年間課税売上高基準の統一

工業、商業企業及び増値税改革の対象となる小規模納税者基準を年間課税販売額500万元以下と統一した。33号通達の公布以前は、工業及び商業企業の増値税小規模納税者の基準は、年間課税販売額がそれぞれ50万元及び80万元以下となっていた。

1 財税[2018]32号文全文(中国国家財務総局ウェブサイト(中国語))

2 財税[2018]33号文全文(中国国家財務総局ウェブサイト(中国語))

## (2) 小規模納税者の登記変更期間及び仕入税額処理の明確化

年間課税売上高が 50 万元又は 80 万元に達しており、すでに増値税一般納税人として登記されている企業及び個人において、年間課税販売額が 500 万元を超過していない場合、**2018 年 12 月 31 日前**に小規模納税者に変更登記することが可能である、また、未控除分の仕入増値税に関しては振替申請を行わなければならない。

### 3. 新規規定の影響分析

#### (1) 増値税税率の引下げ

増値税税率の引下げの主旨は課税対象となる商品及び役務の税負担を減少させ、企業のコスト削減及び経済発展を促進するものである。EU 地域で付加価値税税率の引上げが予測される中、今回の税率の引下げによって中国の国際競争力を向上させる目的である。

今回の増値税税率の引下げ後、関連する増値税課税対象及び適用税率は下表のとおりとなる。

課税対象	適用税率	
	調整前	調整後
一般貨物の販売又は輸入、加工、修理、部品交換役務の提供、不動産賃貸サービス	17%	16%
特定貨物の販売又は輸入(注)、交通輸送、郵便、基礎電信、建築、不動産賃貸サービス提供、不動産販売、土地使用権の移転	11%	10%
高付加価値の電信、金融サービス、現代サービス及び生活サービス提供、土地権利以外の無形資産の移転	6%	6%

注：特定貨物の販売又は輸入には、具体的に農産品(穀物)、水道、暖房、石油液化ガス、天然ガス、食用植物、油、冷房、温水、石炭ガス、住民用石炭製品、食用塩、農業用機械、飼料、農薬、農業用フィルム、化学肥料、メタンガス、ジメチルエーテル、図書、新聞、雑誌、音像製品、電子出版物を含む

注意点として、3 月 28 日の国务院常务会议のプレスリリースでは、製造業、交通運輸、建築、基礎電気通信サービス等の業界及び農産物の増値税の引下げのみについて言及されていることである。つまり 32 号通達によれば、現在 17%及び 11%の税率を適用する全ての課税行為及び輸入貨物は、5 月 1 日から新税率を適用することになる。そのため、プレスリリースで言及されていない業界、例として貿易小売業、レンタルサービス及び不動産販売等においても税率の引下げの影響を受けることになる。

一方、現在 6%の増値税税率が適用されるサービス業は対象になっておらず、これらの業界は引き続き 6%の税率を適用する。近日中における当該税率の変更の可能性は低いものと予想する。

一般課税方法を適用する納税者にとって、通達が新税率適用時点に与える影響に注目すべきである。32 号通達では明確にしていないが、一般的に増値税の納税義務の発生が 5 月 1 日以降である課税行為に対しては新税率を適用すべきであるが、増値税の納税義務発生時点は代金回収日又は会計上における収益認識日と一致するとは限らないからである。代金前受による販売方式の場合では、増値税の納税義務は貨物発送時点で発生し、代金回収日より遅れる場合がある。また、レンタルサービスを提供する場合では、前受金の受取時点において増値税の納税義務が発生し、サービス提供日及び会計上の収入認識日より早い場合もある。よって、納税者は増値税の納税義務発生時点及び適用すべき税率を慎重に確認し、コンプライアンスリスクの軽減を行う必要がある。一方、納税者は減税優遇を十分に享受するために取引時期について適切な対応をとるべきである。

増値税税率の引下げに加えて、32 号通達では輸出に係る増値税の還付税率及び農産物の適用税率についても調整が行われた。自身で生産及び輸出を行う企業にとって、仮に当該貨物の輸出還付率が新税率を下回る(還付率 13%又は 15%以下の適用対象貨物等)場合、その輸出還付率は今回の適用範囲外になる。また、貨物に対する適用税率の引下げにより、各企業が輸出還付税額を計算する場合、当期の還付又は控除ができない増値税額が少なくなる場合もあり、企業の利益には良い影響を及ぼす可能性もある。

#### (2) 小規模納税者基準の統一

小規模納税者の年間課税売上高の基準を引き上げ、新基準に満たない一般納税者は一定期間内において小規模納税者への登記変更が可能となる。よって、対象となる納税者は簡易課税方法を享受でき、税負担を軽減させることで多くの中小企業の経済的発展を促進することが今回の統一化の目的である。加えて、全業界の小規模納税者の年間売上基準を統一することで、税務機関による税金の徴収管理の効率を高め、徴収管理コストを低減する目的もある。

年間課税売上が 50 万円を超えかつ 500 万円を下回る工業企業の一般納税者、及び年間課税売上額が 80 万円を超えかつ 500 万円を下回る商業企業の一般納税者は、本影響を慎重に考慮した上で小規模納税者へ変更するか否かを定めるべきである。注意点として、変更を行う場合、納税者は未控除の増値税仕入税額を振替処理する必要があり、それは企業にとって税務コストとなる。

サプライチェーンの観点から見た場合、一般納税者企業はサプライヤーの納税者資格の変更によりもたらされる影響に注目すべきである。仮にサプライヤーが一般納税者から小規模納税者へ変更する場合、企業は当該サプライヤーから 16%又は 10%の税率で発行される増値税専用発票を取得することができなくなり、控除可能な仕入税額の減少につながる。

### (3) 控除繰越還付政策

3月28日の国务院常务会议では、一定条件を満たしている設備製造等の先進的な製造業、研究開発等の現代サービス業及び電力企業に関して、一定期間において控除しきれない仕入税額の還付について言及しているが、32号通達及び33号通達は当該政策に係る規定を発表していない。今後、財税部門が当該政策に関する通達を公布し、具体的な運用方法を明確にすることが予想される。

## 4. デロイトのアドバイス

32号通達及び33号通達の施行開始日は2018年5月1日であるため、企業における準備期間は非常に短い。各企業は新政策が自社の業務に与える影響について早急に評価し、下記のようなビジネス計画の立案及び運用をもって、政策を十分に享受することが理想的である。

- 納品先での販売時において税込価格が変わらない場合、販売先は新税率を享受する目的で、増値税の納税義務を5月1日以降としたいため、取引を遅らせる可能性がある。したがって、各企業は販売状況を整理し、販売契約の修正又は販売取引の流れを調整することが必要となる。また、企業は新税率が適用される商品価格を改めて見直し、価格調整の必要性を評価し、価格競争力の維持及び新税率の利益を享受する対応が必要である。
- 仕入先での購入時において税込価格が変わらない場合、仕入先はより多くの仕入税額控除を目的に5月1日より前の税率で増値税専用発票を発行する可能性がある。よって、企業は仕入先の取引に関しても確認が必要である。
- 税率17%又は11%を現在において適用し、かつ輸出増値税の還付税率17%又は11%を適用している輸出企業は、5月1日より7月31日の期間において下記の影響を十分に考量に入れるべきである。
- 対外貿易企業において現在の税率で貨物を購入し、新税率で輸出する取引は可能な限り回避すべきである。仮に17%又は11%の旧税率で貨物購入を行う場合、当該貨物は7月31日までに通関申告を行い輸出すべきである。仮に7月31日までの輸出に間に合わない場合、可能な限り5月1日以降に貨物を購入するよう推奨する。
- 生産企業は7月31日までに関連貨物の通関申告を行い、現在の輸出税還付率を適用できるよう対応すべきである。
- コンプライアンス面において、各企業は会計システムの更新が必要である。特に調達から販売プロセスにおける発票の管理及び増値税算出に対応できるよう準備すべきである。輸出企業の場合は、5月1日以降において会計システム上の設定を最新の適用税率及び輸出税還付率に変更し、輸出税還付額の正確性を確保できるように事前運用等すべきである。
- 小規模納税人への変更要件を満たす企業は、既存の経営計画、税率変更から生じるコスト(仕入先である一般納税者の流失等)や利益(低い税務管理コスト等)を総合的に考量した上、最も有益な納税者資格及び課税方法を選択すべきである。仮に小規模納税者に変更する場合、適切な変更日の選択、変更前における仕入税額の控除、又は変更による仕入税額の減少の回避等をすべきである。

32号通達及び33号通達施行が目の前に迫り、各企業は実際の運用時において初めて具体的な課題や問題を有する可能性が高い。よって、当局は引き続き本施行に関する指導意見を公布すると想定している。各企業は税務機関における政策及び方針に対して今後も注目し、不明確事項は積極的に主管税務機関とコミュニケーションを行い、又は専門機構に意見又は支援を求めるべきである。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

## ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

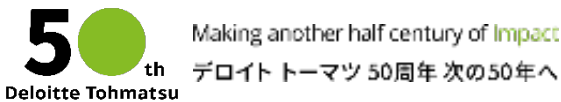
〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001